

品川区議会委員会におけるパネル等の取扱い基準(案)

制定 平成 年 月 日

(趣旨)

第1条 この基準は、委員会における発言を補完するためのパネル、写真その他の物品の提示またはタブレット端末を用いた画像(動画を除く。以下同じ)の投影(以下これらを「パネル等の提示」という。)について、その取扱いを定めるものとする。

(使用の基準)

第2条 パネル等の提示は、議会は言論の府であることにかんがみ、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) パネル等の提示は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
- (2) パネル等の提示は、必要最小限のものに限ること。
- (3) 発言に当たっては、パネル等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の内容が理解できるようにすること。

(パネル等の提示の手続)

第3条 パネル等の提示をしようとする者は、提示しようとする委員会の開会前までに委員長に当該提示しようとするパネル等を示してその旨を申し出るとともに、委員長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、提示する画像をクラウド文書共有システムに登録し、他の委員等に閲覧させようとするときは、提示しようとする委員会の前日(その日が区の休日(品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項に規定する区の休日をいう。))に当たる場合にあっては、その日の直前の区の休日でない日)の正午までに委員長の承認を受け、当該画像の電子データを区議会事務局に提出するものとする。

(承認の取消し等)

第4条 委員長は、特に必要があると認めるときは、第3条第1項の承認を行わないこと、または既に行った承認を取り消すことができる。

(会議録における取扱い)

第5条 パネル等の提示があつた場合でも、会議録には提示されたパネル等を掲載しないものとする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、パネル等の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 年 月 日から適用する。

新旧対照表

○品川区議会タブレット端末等の使用基準

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) タブレット端末等 タブレット型情報端末、ノート型パソコン <u>および携帯電話</u>をいう。</p> <p>(2) 会議等 品川区議会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、幹事長会、各派協議会、委員長会その他議長が認めるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) タブレット端末等 タブレット型情報端末 およびノート型パソコンをいう。</p> <p>(2) 会議等 品川区議会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、幹事長会、各派協議会、委員長会その他議長が認めるものをいう。</p>

注意事項等 (抜粋)

<p>(会議等において使用できる機能)</p> <p>第3条 会議等においてタブレット端末等を用いて使用できる機能は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) クラウド文書共有システムの閲覧</p> <p>(2) 審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能</p> <p>(3) あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧</p> <p>(4) 議事に関する資料の検索を目的としたインターネットサイトの閲覧</p> <p>(5) 議事に関する資料画像・映像の出力等のプレゼンテーション機能</p> <p>(使用にあたっての注意事項)</p> <p>第4条 タブレット端末等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 会議等においては、次に掲げる使用を行ってはならない。</p> <p>①メールの送信、ソーシャルメディアへの投稿</p> <p>②議事の内容に関係の無いインターネットサイトの閲覧</p> <p>③通話</p> <p>④会議等の録音または写真・動画の撮影</p> <p>⑤その他会議等に関係のない目的の使用</p>
